

大分県報

令和五年
第四四二号
九月八日

（金曜日）

目次

告示

道路の供用開始（二件）
道路区域の変更

公告

契約者等の公示

○告示

大分県告示第三百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年九月八日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道天瀬阿蘇線

日田市中津江村栃野字小室原四四六〇番一
地内

令五・九・八

大分県告示第三百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて

一般の縦覧に供する。

令和五年九月八日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道中津高田線

宇佐市大字浜高家字浜筋通一七九番三から
宇佐市大字浜高家字浜筋通二一〇番四まで

令五・九・八

県道津房木蓑線

宇佐市安心院町六郎丸字六郎四三六番一か
ら
宇佐市安心院町六郎丸字小松田四六番二ま
で

令五・九・八

大分県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年九月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年九月八日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

道路の種類
及び路線名

区間

区域変更
前後別

敷地の幅員
メートル

延長
メートル

県道天瀬阿
蘇線

日田市中津江村栃野字小室
原四四六〇番二地内
日田市中津江村栃野字小室
原四四六〇番一地内

前

五三・九
〽三八・五

七五・〇

後

六七・九
〽四二・五

七五・〇

○公告

次のとおり契約者等について公示する。

令和五年九月八日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

令和五年九月八日

大分県報（告示・公告）

一

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
警察共通基盤システムへの移行に伴うICカード運転免許証作成システム改修業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県警察本部交通部運転免許課
大分市大字松岡六千六百八十七番地
- 三 随意契約の相手方を決定した日
令和五年七月二十一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 尾崎 信太郎
東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
七千二百五十六万四百日円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当